



3/30(土)の引っ越しまで、残すところ1ヶ月を切りました。3度目の引っ越しとなると、住所変更の連絡先等、すこしは勝手がわかってきた感じはします。とはいえ、そろそろ準備を開始しなければなりません。改めまして、弊社は4/1(月)に、事務所を移転することになりました。本店の移転(今の事務所からすぐ近く)と支店の設立(知多へ)を行います。



## 1. 事務所移転(続)

### ●事務所を移転します!(続)

#### ～本店移転と支店開設～

→4/1(月)から、事務所を移転します。知多は遠いね!と思われるお客様もみえるかもしれませんが、本店から車で30分程度の、わりと名古屋寄りな知多なのでご安心ください。

【中京社労士法人グループ】新住所 ↓

#### ◆名古屋事務所(本店)

〒460-0003

名古屋市中区錦2丁目15番19号 アセ'ット錦ビル5B

tel: 052-265-7578, fax: 052-222-1739

※現状の番号と同じです。

※中京社会保険労務士法人(名古屋事務所)

#### ◆知多事務所(支店)

〒478-0055

知多市にしのみ 1丁目528番地

tel: 0562-57-8120, fax: 0562-57-8121

※番号が変わります!

※中京社会保険労務士法人(知多事務所)、

株式会社中京コンサルタンツ、中小企業診断士

中京事務所、行政書士中京事務所

→送付先の変更等ご迷惑をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 2. 雇用保険

### ●雇用保険、適用拡大

#### ～週10時間以上勤務で加入に!～

→雇用保険の被保険者の要件のうち、週の所定労働時間の部分が20時間→10時間(令和5年12月号参照)へ拡大されます。雇用保険に加入となる従業員さんが、これまでよりも大きく増える見込みです。

【雇用保険法等の改正】(おもなもの)

・被保険者の要件(R10.10から)

週所定労働時間: 20時間 → 10時間へ

・自己都合退職と給付制限期間(R7.4から)

原則2ヶ月 → 原則1ヶ月へ

※就職の促進等のための教育訓練を行った場合は給付制限なしに

・教育訓練給付金(①R6.10・②R7.10から)

①給付率を、受講費用の最大70% → 80%へ引き上げ

②在職中、教育訓練のための休暇取得時に新たな給付金

→週10時間以上のままで雇用保険加入となるか、加入したくないという方については現実的に週10時間未満に抑えたシフトが組めるか、今から悩ましい問題です。

→10月からは、厚生年金の被保険者が51人以上の事業所では、パートさんの社会保険加入要件が週30時間以上→週20時間以上へ拡大されます。いろいろと拡大されていくので、手続き漏れ等ないように注意をするようにしましょう。

## 今月のピックアップ

### ●健康保険・介護保険料率変更!～R6.3から～

愛知は健康保険10.02%・介護保険1.6%へ、料率が変更になります。給与計算の際は注意しましょう。詳しくは‘健康保険・厚生年金保険の保険料額表’にてご確認ください。

### ●雇用保険料率、変更なし!～昨年度と同じ率のまま～

R6.4からの雇用保険料率は、事業主・本人負担分ともに変更なしです。本人負担分で、一般は6/1000、建設は7/1000です。給与・賞与の総額(対象賃金)に率をかけて計算します。

### お問い合わせ先

〒460-0003

名古屋市中区錦1-20-25

広小路YMDビル10F

中京社会保険労務士法人

電話: 052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

